

議第139号

呉市インキュベーション施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

呉市インキュベーション施設設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市インキュベーション施設設置条例の一部を改正する条例

呉市インキュベーション施設設置条例（平成12年呉市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「又は」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 商談会又は創業若しくは新商品開発等を支援するための講習会を開催しようとする者（商談交流室を使用する場合に限る。）

第2条第2項第1号中「新商品製造等」を「創業又は新商品製造等」に改める。

第8条第4号中「退去する」を「使用を終了する」に改める。

第14条中「入居者」を「使用者」に、「これの」を「その」に改める。

別表1 呉サポート・コアの表を次のように改める。

1 呉サポート・コア

区分	使用料
1号室	月額 63,000円
2号室, 8号室	月額 41,000円
3号室	月額 40,000円
4号室, 5号室, 9号室, 10号室	月額 42,000円
6号室	月額 31,000円
7号室	月額 32,000円
商談交流室	日額 1,400円

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

呉市インキュベーション施設の入居要件の緩和等に係る規定の整備をするため、この条例案を提出する。